

建築基準法第7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定する

中間検査の対象を拡大します

広島県では、建築基準法第7条の3第1項第2号により中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程を指定しています。

現在の指定（平成23年広島県告示第1004号）は、中間検査を行う期間を令和2年12月31日までとしていますが、このたびこの告示を改正し、**令和5年12月31日まで中間検査を継続するとともに、中間検査の対象を拡大することとしました。**（令和3年1月1日施行[※]）

※令和3年1月1日以降に確認申請書を提出するものから適用されます。

■中間検査を行う区域（従前から変更ありません）

次の市の区域を除く県下全域

広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市及び廿日市市

※ これらの市の指定内容については、各市にお問い合わせください。

■中間検査を行う建築物（階数3以上の共同住宅及び長屋を追加します）

- 棟ごとに新築する戸数が1の住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満であるもの又は居住以外の用に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。）
- **棟ごとに新築する階数が3以上の共同住宅（建築基準法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含むものを除く。）又は長屋**

■その他

- 指定する特定工程（鉄骨造その他これに類する構造）の一部を変更します。
改正後：**1階の鉄骨**その他の構造部材の建て方工事
改正前：鉄骨その他構造部材の建て方工事
- 建築基準法第18条第2項又は第85条の規定の適用を受ける建築物は除外されます。
- 中間検査の指定に関する具体的な内容は、広島県のホームページをご覧ください。
広島県ホームページ：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/cyuukankensa-20210101.html>

お問い合わせ先

名称	電話番号	所管区域
広島県土木建築局建築課	082-513-4183(ダイヤル)	—
広島県西部建設事務所建築課	082-250-8158(ダイヤル)	竹原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、安芸郡(府中町、海田町、熊野町、坂町)、山県郡(安芸太田町、北広島町)、豊田郡(大崎上島町)
広島県東部建設事務所建築課	084-921-1311(代表)	府中市、世羅郡(世羅町)、神石郡(神石高原町)
広島県北部建設事務所建築課	0824-63-5181(代表)	三次市 [※] 、庄原市

※ 三次市内の建築基準法第6条第1項第4号の建物については、三次市が所管しています。
(ただし、許可等を伴う場合には、県の所管となる場合もありますので、ご確認ください。)